

関自貨第879号の2  
関自監貨第172号の2  
関自保第156号の2  
関自整第573号の2  
令和4年10月25日

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、傘下会員に対する周知方取り計らわれたい。

なお、各運輸支局あて別紙(案)により取扱いを一部改正し公示するよう通知したことを申し添える。

国自安第 99 号  
国自貨第 95 号  
国自整第 166 号  
令和 4 年 10 月 24 日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)  
貨物課長  
(公印省略)  
整備課長  
(公印省略)

### 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）において、「届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されている。

一方、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされたところ、貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところであるが、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとする旨、了知されたい。

貨物軽自動車運送事業者が軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについては、以下に定めるところ



により行うものとし、以下に定めのない事項については軽貨物事業経営届出等取扱通達により行うこととしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

## 記

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。  
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。
2. 運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1.の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導すること。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知すること。
4. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

附則（令和4年10月24日国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号）

本通知による取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用する。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

神奈川県運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

埼玉運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

群馬運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

千葉運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

茨城運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

栃木運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

関自貨第879号  
関自監貨第172号  
関自保第156号  
関自整第573号  
令和4年10月26日

山梨運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車監査指導部長  
(公印省略)  
関東運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長から令和4年10月24日付け国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号により別添1のとおり通達があり、管内取扱いを一部改正し、令和4年10月27日から適用することとしたので通知する。

貴運輸支局においても、別紙(案)により公示するとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、関係団体あて、別添2のとおり通知したことを申し添える。

事務連絡  
令和4年10月26日

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会長 殿

自動車交通部貨物課長  
(公印省略)  
自動車技術安全部保安・環境課長  
(公印省略)  
自動車技術安全部整備課長  
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」及び「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」の事務取扱について

標記について、令和4年10月24日付け事務連絡により、自動車局安全政策課、貨物課、整備課から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、傘下会員に対する周知方取り計らわれたい。

事務連絡  
令和4年10月24日

各地方運輸局自動車交通部貨物課  
各地方運輸局自動車技術安全部保安環境課  
各地方運輸局自動車技術安全部整備課  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

自動車局安全政策課  
自動車局貨物課  
自動車局整備課

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」及び「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」の事務取扱について

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）により行われてきたところであるが、今般、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについて、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」（令和4年10月24日付国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号。以下「軽乗用追加通達」という。）において示されたところである。その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

#### 記

1. 軽乗用追加通達1. において積載できる貨物の重量を定めているが、当該規定は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第17条第3項に基づく「事業用自動車の最大積載量」と同義であり、これを超える場合には同法の違反として行政処分は可能である。  
なお、警察庁との調整において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34の規定に基づく通知と同様の内容にて通知されることとされている。
2. 軽貨物事業経営届出等取扱通達6. における「別途定める様式」については、本事務連絡別添1及び2によるものとする。これにより、軽貨物事業経営届出等取扱通達発出時に併せて送付した様式は廃止する。
3. 軽乗用追加通達2. 及び3. における「周知又は指導」については、別添3を配布する等により実施すること。なお、別添3については地域の実情等に応じて配置等を加工して配布することを妨げない。



4. 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽乗用車については、軽自動車検査協会における記載変更の際に、車検証備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載される。そのため、事業用自動車連絡書交付の際に、備考欄に「軽貨物・乗用」と朱書きすること。
  
5. タクシー事業（福祉輸送限定）の用に供する事業用軽自動車による貨物の運送については、「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成 29 年 8 月 7 日付国自安第 97 号、国自旅第 128 号、国自貨第 64 号）により取り扱うこと。

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

### 「主な安全規制」

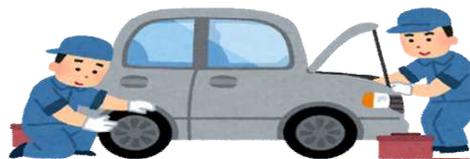
・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。  
**旅客の運送はできません！**



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に加入しましょう。

任意保険への加入



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は  
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

# 軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。

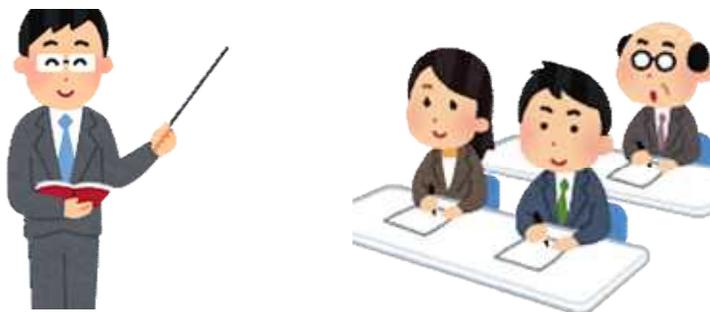


・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。

裏



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

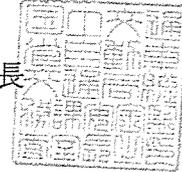




国自総第 250 号  
国自貨第 69 号  
国自整第 63 号  
平成 18 年 8 月 28 日

関東運輸局自動車交通部長 殿

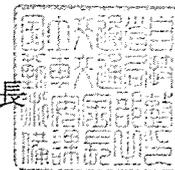
自動車交通局総務課安全監査室長



自動車交通局貨物課長



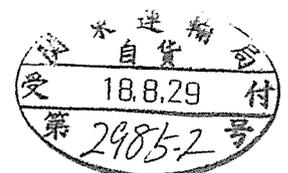
自動車交通局技術安全部整備課長



### 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについては、これまで、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第465号、国自貨第81号、国自整第185号）により行われてきたところであるが、今般、国土交通省規制緩和の総点検に基づき、事業届出等を行おうとする者の負担軽減や、行政事務の効率化を図る観点から別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成18年8月30日より適用し、これに伴い「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第465号、国自貨第81号、国自整第185号）は、平成18年8月29日限りで廃止する。



貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

1. 貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、貨物自動車運送事業法施行規則第33条第1項に掲げる届出書の記載事項及び同条第2項に掲げる添付書類の有無について確認し、適切でないと認められるときは、届出を行った者に対し、補正させる等の確かな指導を行うこと。
  - (1) 自動車の数  
各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。
  - (2) 自動車車庫
    - ① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
    - ② 計画車両のすべてを収容できるものであること。
    - ③ 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
    - ④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。
  - (3) 休憩睡眠施設  
乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。
  - (4) 運送約款  
国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載させ、約款の添付は不要とする。
  - (5) 軽自動車の構造等  
届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。
2. 必要に応じ、過労運転、過積載の防止、点検整備等安全の確保、運行管理の適正化等について指導すること。
3. 運輸支局（運輸監理部を含む。）輸送担当は、三輪以上の軽自動車を使用する貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車であると認められた場合には、軽自動車検査協会に対し、その旨を連絡するとともに、届出者に対して、軽自動車検査協会に新規検査申請又は自動車検査証記入申請を行うよう指導すること。
4. 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出書と同時に提出しても差し支えないものとする。
5. 届出事項の変更については、1. に準じて取り扱うこと。
6. 貨物軽自動車運送事業の経営（変更）届出書、添付書類等については、別途定める様式を受付窓口に備え、申請者等の求めに応じて配布すること。

様式1

運輸局 運輸支局長 殿

届出日 平成 年 月 日

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日	平成	年	月	日
ふりがな						
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	(通称名: )					印
代表者氏名						
住所 (主たる事務所の位置)						
電話番号						

事業計画の内容 (住所と同じ場合は、欄にチェックを入れる)

営業所の名称及び位置	
営業所名	位置
	<input type="checkbox"/> 住所に同じ

事業用自動車の種別ごとの数

	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名

自動車車庫の位置及び収容能力

位置	営業所からの距離	収容能力
<input type="checkbox"/> 住所に同じ	m	m <sup>2</sup>

乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

位置	収容能力
<input type="checkbox"/> 住所に同じ	m <sup>2</sup>

運送約款 (該当する欄にチェックを入れる)

- 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)
- 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)
- その他運送約款

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

平成 年 月 日

住所

氏名  
(名称)

印

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄  
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄  
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
  - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
  - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
  - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名: )の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄  
法人名義で事業を行う場合に、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
  - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
  - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄  
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
  - (1)営業所名の欄  
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。  
(記入例)
    - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは 〇〇運送といった記入が考えられます。
    - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
  - (2)位置の欄  
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
  - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法  
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
  - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。  
注)種別のうち、
    - ・軽(普通)とは、軽貨物自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
    - ・軽(霊枢)とは、軽貨物自動車で霊枢自動車のことです。
    - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
  - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法  
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
  - (1)位置の欄  
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
  - (2)収容能力の欄  
車庫の面積を記入してください。
  - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法  
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力  
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
  - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
  - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合は、当該運送を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
  - (1)所属営業所名の欄  
上記営業所の名称を記入してください。
  - (2)運行管理の責任者氏名の欄  
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。  
(記載例)
    - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
    - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
  - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法  
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください
13. 宣誓書  
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	平成	年	月	日
ふりがな						印
氏名又は名称	(通称名: )					
代表者氏名						
住所						
電話番号						

届 出 内 容

- ① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置) ④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)  
 ② 代表者 ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力  
 ③ 営業所の名称及び位置 ⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力

記載欄	営業所名	新		旧	
①					
②					
③					
④		軽(普通) 両(名)	軽(普通) 両(名)	軽(霊柩) 両(名)	軽(霊柩) 両(名)
		二輪 両(名)	二輪 両(名)		
⑤		位置	位置		
		営業所からの距離 m	営業所からの距離 m		
		収容能力 m <sup>2</sup>	収容能力 m <sup>2</sup>		
⑥		位置	位置		
		収容能力 m <sup>2</sup>	収容能力 m <sup>2</sup>		

廃止届出  譲渡届出  分割届出  合併届出  死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変 更 理 由 等

--

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。  
 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

平成 年 月 日

住所  
氏名  
(名称)

印

## 貨物軽自動車運送事業の経営変更等届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄  
変更届出書を運輸支局に届出する日を記入してください。
2. 変更予定日の欄  
変更を予定する日を記入してください。  
また、事業の廃止、譲渡及び分割の届出の場合はそれぞれの日を記入し、合併の届出の場合は合併の日を記入し、死亡の届出の場合は被相続人の死亡の日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
  - (1)個人名義で事業を行っている場合は、その方の氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)  
なお、事業を行っている方の氏名を変更している場合は、変更後の氏名を記入してください。  
また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の氏名を記載し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の氏名を記入してください。
  - (2)法人名義で事業を行っている場合は、会社の名称を記入してください。(記載例:株式会社 〇〇運送)  
なお、商号変更により名称を変更している場合は、変更後の名称を記入してください。  
また、譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、事業を承継した法人の名称を記入してください。
4. 代表者氏名の欄  
法人名義で事業を行っている場合に、代表者の氏名を記入してください。  
また、代表者を変更している場合は変更後の代表者の氏名を記入してください。
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
  - (1)個人名義で事業を行っている場合は、その方の住所を記入してください。  
住所を変更している場合は、変更後の住所を記入してください。  
また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の住所を記入し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の住所を記入してください。
  - (2)法人名義で事業を行っている場合は、その会社の本社所在地を記入してください。  
会社の住所(本社所在地)を変更している場合は、変更後の本社所在地を記入してください。  
また、譲渡、分割及び合併した場合は、事業を承継した法人の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄  
住所地の電話番号等で、事業に関して連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 届出等内容
  - (1)項目番号の欄
    - ① 届出内容の番号に該当する記入欄について、変更後の該当内容を新の欄に記入し、変更前の内容を旧の欄に記入してください。  
なお、③～⑥の営業所名の欄には、変更に係る営業所の名称を記入してください。
    - ② 譲渡、分割及び合併した場合又は死亡届出とともに届出人が事業を相続する場合は、事業を承継した後の事業計画を各欄の newly 記入してください。
  - (2)廃止、譲渡、分割、合併及び死亡の届けでの場合は、該当するものの□にレ点してください。
  - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法  
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 変更理由等
  - (1)上記7. (1)①の場合は、変更の理由を簡単に記入してください。
  - (2)上記7. (1)①のうち、譲渡、分割及び合併の届出の場合は従前の事業者の氏名又は名称を記入し、死亡届出の場合は従前の事業者である被相続人の氏名を記入してください。
9. 運行管理体制を記載した書面  
譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、併せて記入すること。
  - (1)所属営業所名の欄  
営業所の名称を記入してください。
  - (2)運行管理の責任者氏名の欄  
上記営業所における、日常の運行管理の責任者の氏名を記入してください。  
(記入例)
    - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名記入してください。
    - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した方の氏名を記入してください。
  - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法  
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
10. 宣誓書  
自動車車庫の位置及び収容能力の変更、譲渡、分割及び合併の届出をする場合に、自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入し、捺印してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営届出書補助様式

事業計画の内容

営業所の名称及び位置

営業所名	位置	運行管理責任者
1		
2		
3		
4		
5		
6		

事業用自動車の種別ごとの数

	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員	
1	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
2	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
3	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
4	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
5	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
6	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名

自動車車庫の位置及び収容能力

位置	営業所からの距離	収容能力
1	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m	m <sup>2</sup>
2	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m	m <sup>2</sup>
3	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m	m <sup>2</sup>
4	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m	m <sup>2</sup>
5	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m	m <sup>2</sup>
6	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m	m <sup>2</sup>

乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

位置	収容能力
1	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m <sup>2</sup>
2	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m <sup>2</sup>
3	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m <sup>2</sup>
4	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m <sup>2</sup>
5	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m <sup>2</sup>
6	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ m <sup>2</sup>

# 貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書補助様式

届 出 内 容					
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)		④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)		⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力	
② 代表者		⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力			
③ 営業所の名称及び位置					
記載欄	営業所名	新		旧	
①	/				
②					
①	/				
②					
③	/				
③					
④	軽(普通)	両 ( 名 )	軽(普通)	両 ( 名 )	
	軽(霊柩)	両 ( 名 )	軽(霊柩)	両 ( 名 )	
	二 輪	両 ( 名 )	二 輪	両 ( 名 )	
④	軽(普通)	両 ( 名 )	軽(普通)	両 ( 名 )	
	軽(霊柩)	両 ( 名 )	軽(霊柩)	両 ( 名 )	
	二 輪	両 ( 名 )	二 輪	両 ( 名 )	
⑤	位 置		位 置		
	営業所からの距離	m	営業所からの距離	m	
	収容能力	m <sup>2</sup>	収容能力	m <sup>2</sup>	
⑤	位 置		位 置		
	営業所からの距離	m	営業所からの距離	m	
	収容能力	m <sup>2</sup>	収容能力	m <sup>2</sup>	
⑥	位 置		位 置		
	収容能力	m <sup>2</sup>	収容能力	m <sup>2</sup>	
⑥	位 置		位 置		
	収容能力	m <sup>2</sup>	収容能力	m <sup>2</sup>	

### 運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

### 運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
茨城運輸支局長

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
群馬運輸支局長

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
埼玉運輸支局長 本澤 純一

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
山梨運輸支局長 牧野 時生

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月27日

関東運輸局  
神奈川運輸支局長

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月27日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
千葉運輸支局長

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
東京運輸支局長

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

## 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
栃木運輸支局長

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。